

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：特定地上基幹放送事業者等が中継地上基幹放送局を廃止する際の規律の整備

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：総務省情報流通行政局放送政策課

評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- ・ 本規制は、特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者※（以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）が、その中継地上基幹放送局を廃止する際に、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、受信者が、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（以下「継続的視聴のための措置」という。）を講ずるよう、新たな努力義務を課すとともに、当該措置の内容を公表する義務を課すものであることから、規制の新設・拡充措置に該当する（詳細は「1 規制の必要性・有効性」参照）。
- ・ 個々の規制対象者の遵守費用としては、公表作業に係る人件費 6,144 円が想定される（行政費用は想定されない）ことから、1 回当たり 1 万円未満と推計され、また、本規制の対象者となる事業者は 539 社と想定されることから、負担（遵守費用）の合計は年間 10 億円未満と推計される（詳細は「4 負担の把握」参照）。

※ 「特定地上基幹放送事業者」は、基幹放送局設備（ハード設備）を自ら保有し、放送の業務を行うハード・ソフト一致事業者を指し、「基幹放送局提供事業者」は基幹放送局設備を保有し、ソフト提供事業者である基幹放送事業者に当該基幹放送局設備を提供するハード提供事業者を指す。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 特定地上基幹放送事業者等が中継地上基幹放送局を廃止する際に、受信者の利益を保護するために、継続的視聴のための措置を講ずる努力義務
- ・ 上記措置の内容を公表する義務を課す等の改正を行う。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 基幹放送は、国民が日常生活や社会生活を営むに当たり必要な情報を提供し、基本的情報の共有を促進するなどの社会的な役割を有しているところ、これまで、特定地上基幹放送事業者等は、あまねく努力義務^{※1}に基づき、全国に中継地上基幹放送局を設置して放送ネットワークインフラを築いてきた。
- ・ しかし、近年の人口減少や視聴スタイルの変化など、放送を取り巻く環境が急速に変化する中、基幹放送事業者等の経営環境が悪化しており、業務を廃止する基幹放送事業者が生じたことも踏まえ、今後もその業務や基幹放送局を休廃止するものの出現が想定された。このため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「令和4年改正」という。）において、公衆が、基幹放送の業務や基幹放送局の休廃止をあらかじめ把握することができるよう、有料放送事業者以外の基幹放送事業者に対し、当該休廃止を公表する義務を課すこととした。
- ・ なお、基幹放送事業者のうち特定地上基幹放送事業者等の特に小規模な中継地上基幹放送局は、世帯カバー率が極めて低いにもかかわらず、その維持費用が高額であり^{※2}、特定地上基幹放送事業者等の経営を圧迫している。また、地上デジタル放送への移行から約15年が経過し^{※3}、これらの中継地上基幹放送局の更新時期が迫る中、中継地上基幹放送局が廃止されるリスクがより高まっている。
- ・ 一方、令和4年改正により導入された休廃止の場合の公表制度では、中継地上基幹放送局が廃止される旨のみが公表されるだけであり、受信者が引き続き当該中継地上基幹放送局による基幹放送の放送番組の視聴を希望する場合には、自らその視聴手段を確認等する必要があることから、受信者の利益の保護に欠ける点がある。
- ・ 以上のことから、基幹放送の社会的役割に鑑み、中継地上基幹放送局が廃止される場合において、受信者の利益を保護するための方策を拡充する必要がある。

※1 現行の放送法（昭和25年法律第132号）第92条において、特定地上基幹放送事業者等は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努めるものとされている。

※2 全国の民放127社の合計で、「小規模中継局」及び「ミニサテ等」（極微小電力中継局）については、世帯カバー率が3%弱であるのに対し、年間維持費は約80億円（全体の30%弱）と高額になっている。（「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第8回）」）

一般社団法人日本民間放送連盟提出資料 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000809863.pdf) より）

※3 岩手・宮城・福島以外の44都道府県における地上アナログ放送の停波は2011年7月（岩手・宮城・福島は2012年3月）。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 特定地上基幹放送事業者等が、その中継地上基幹放送局を廃止する際に、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、継続的視聴のための措置を講ずるよう、新たな努

力義務を課すとともに、当該措置の内容を公表する義務を課すこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- 本規制の効果は、受信者が中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信していた地域において、特定地上基幹放送事業者等が、継続的視聴のための措置を講ずることにより、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域の受信者に対し、当該地域の基幹放送の放送番組を視聴できる一般放送等のサービスへの円滑な移行が確保されることであるところ、現状ではその効果を定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値として、実際に継続的視聴のための措置の公表が行われた件数のほか、特定地上基幹放送事業者等へのヒアリングを通じて、当該公表に伴い発生した費用を3年分把握するなどにより、定量化を図るとともに、公表される継続的視聴のための措置の内容も踏まえた上で、総合的に評価を実施する。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- 特定地上基幹放送事業者等がその中継地上基幹放送局を廃止するときに、継続的視聴のための措置を講ずる場合、当該措置を公表するための費用が発生することとなる。この公表に当たっては、自社のウェブサイトの活用や現に基幹放送を行っている基幹放送局を用いた放送によることが想定され、新たな設備投資が必要になるとは想定されないことから、遵守費用は公表作業に要する人件費のみであると考えられる。
- 当該公表作業に係る費用について、一律に示すことは困難であるが、仮に、公表作業に2時間、担当者1名を要するものとする、遵守費用の1社当たり平均は次のとおりとなる。

$$3,072\text{円（担当者の時給※）} \times 2\text{時間（作業に要する時間）} \times 1\text{人（実際に作業を行うと考えられる人数）} \\ = 6,144\text{円}$$

※ 5,303,000円（令和5年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（正規、年間））
÷ 1,726時間（令和5年度労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数）≒ 3,072円

- また、仮に、特定地上基幹放送事業者539社全てが免許期間において1回公表を行うものとする、遵守費用の総額は次のとおりとなる。

$$6,144\text{円（1社当たりの平均）} \times 539\text{社（特定地上基幹放送事業者の数）} = 3,311,616\text{円}$$

<行政費用>

- 本規制により新たに特定地上基幹放送事業者等が行うこととなる事務は、特定地上基幹放送事業者等が受信者との関係で行うものであり、行政における届出や審査等に係る事務を発生させるものではないことから、本規制の導入による行政費用は特段想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）（案）」について、意見募集を実施した。同案において、「小規模中継局等のブロードバンド等による代替を経営の選択肢として許容することが適当である」とされたところ、事業者からは、「中継局等から代替手段へスムーズに移行できるよう、適切な形での法的な整備を要望」「代替地域の視聴者に対して、放送事業者及び当該自治体による住民への周知・理解促進への取組みが重要」といった意見が寄せられた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」について、令和3年11月8日から令和6年12月10日まで計31回開催。
- ・ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）」については、令和6年12月13日に総務省ウェブサイト上で公表。
(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000296.html)

＜関連する会合の議事録の公表＞

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 本改正の施行状況を踏まえ、法案が成立した場合における施行後3年を目途に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。